

(参考) ものづくり補助金POファイナンス®における「抗弁」の具体的な書きぶり

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる補助金額（補助金交付決定通知書（様式第2）に記載された補助金交付決定額をいう。）を額面として発生記録のなされた電子記録債権について、当該電子記録債権の債務者である全国中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）は、交付規程の各規定に基づき中央会が最終的に確定した補助金額（以下「補助金確定額」という。）を超える部分の金額については、その支払を拒むことができる。また、中央会は、交付規程第16条に基づき発生記録上の債権者から提出された補助金精算払請求書記載の振込先金融機関に係る情報の全部又は一部が予め中央会の管理システム上登録された当該債権者に対する振込先情報と異なる場合には、当該補助金確定額全額の支払を留保し、又はその支払を拒むことができる。更に、中央会は、補助事業者への交付決定の全部若しくは一部が取消され又は変更された場合および補助事業者より補助事業の廃止、中止の申出があった場合にも、当該取消又は変更後の補助金額を超える部分については、その支払を拒むことができる。